

2009年4月30日

各 位

会 社 名 株式会社 クラレ
代表者名 取締役社長 伊藤 文大
コード番号 3405
上場取引所 東証・大証第一部
問合せ先 IR・広報部長 藤波 智
TEL (03) 6701-1070

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、定款の一部変更に関し、本年6月19日開催予定の第128回定時株主総会に付議することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」〔平成16年法律第88号〕が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上、株券を発行する旨の規定が廃止されたものと法律上みなされておりますが、改めて同規定を廃止するとともに、同制度実施に伴い不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
<u>第7条（株券の発行）</u>	<削除>
<u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u>	
第8条（自己の株式の取得）	第7条（自己の株式の取得）
<条文省略>	<現行どおり>
第9条（单元株式数及び单元未満株券の <u>不発行</u> ）	第8条（单元株式数）
当社の单元株式数は500株とする。	<第1項 現行どおり>

<p>2. <u>当社は、第 7 条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>第 10 条（单元未満株式の権利制限）</p> <p>当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ～ < 条文省略 > (3)</p> <p>第 11 条（单元未満株式の買増請求）</p> <p>< 条文省略 ></p> <p>第 12 条（株主名簿管理人）</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせる。</u></p> <p>第 13 条（株式の取扱規則）</p> <p>本章に定めのあるものの外、<u>当社の株券の種類及び株主名簿の記載事項の変更、单元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する事項は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 14 条 ～ < 条文省略 ></p> <p>第 40 条</p>	<p>< 第 2 項 削除 ></p> <p>第 9 条（单元未満株式の権利制限）</p> <p>当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) ～ < 現行どおり > (3)</p> <p>第 10 条（单元未満株式の買増請求）</p> <p>< 現行どおり ></p> <p>第 11 条（株主名簿管理人）</p> <p>< 第 1 項 現行どおり > < 第 2 項 現行どおり ></p> <p>3. 当社の株主名簿<u>及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせる。</u></p> <p>第 12 条（株式の取扱規則）</p> <p>本章に定めのあるものの外、<u>当社の株式に関する事項は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 13 条 ～ < 現行どおり ></p> <p>第 39 条</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2009年6月19日（金曜日）
定款変更の効力発生日 2009年6月19日（金曜日）

以 上